

〈特集：地方衛生研究所はいま〉

衛生研究所はどこへ行く

能勢憲英（埼玉県衛生研究所）

衛生研究所は衛生行政の科学・技術の中核として、地方公衆衛生の向上を図るため昭和23年に厚生省予防・医務・公衆保健局の3局長名により各都道府県知事あてに衛生研究所設置に関する通達が出されて以来、はや40数年になろうとしている。

この通達では地方衛生研究所の標準的組織として、庶務課、細菌検査部、臨床試験部、化学試験部そして食品衛生部の1課4部が示されていた。

当時、埼玉県においては民生部衛生課が衛生部に昇格したばかりで、医政課、公衆衛生課、予防課、薬務課の4課からなり、県庁内に細菌検査を主流とした衛生試験所が設置されていた。その後、食品、環境、衛生獣医関係等に関する試験検査を充実するため食品衛生試験所が新設された。

昭和28年にこれらを統合して、埼玉県衛生研究所が設置され、庶務課、病理細菌部、化学部、衛生獣医部、生活科学部の1課、4部であった。

衛生研究所の設置要項の出された当時はコレラ、腸チフス、赤痢、日本脳炎などの伝染病の盛んな時期で、埼玉県においては特に赤痢が多く、その死亡率は昭和24～35年の12年間で途中1年を除いて、全国1位の不名誉を続け、衛生研究所の役割も大きかった。その他の業務としては農薬散布(パラチオン)、メッキ廃液の流出などの検査が多く、後に原爆実験による放射能調査、温泉調査などが主な仕事であった。

昭和30年代後半ではズルチン、AF-2などの食品添加物、缶詰ジュースの錫、即席麺類の油酸化による食中毒、車の排気ガスによる鉛汚染の問題など食品・環境汚染問題が次々と起きた。

このような状況の中で、衛生研究所も高度経済成長・技術革新の進展に衛生行政も対処できるようにと分析機器設備を充実し機動力を活用するようという事で昭和39年に衛生研究所の強化について厚生事務次官通達が出され、環境衛生検査、公害等検査等の部門が新たに示された。埼玉県衛生研究所においては昭

和44年に公害研究所が設置され、翌年には公害センターとして衛生研究所から分離された。

その後、残留農薬、PCBの環境汚染・食品汚染が社会的に大きな問題となり、また食品添加物のサイクラミン酸、米のカドミウム、合成洗剤、輸入ショウガのスルフミン酸、魚介類中の水銀などの問題で衛生研究所は大変多忙な時期であった。この頃は化学系の職員が増員され、微生物系の職員は沈滞の時期であった。昭和40年代はこのようにことで推移し、昭和48年に食品衛生部が新設され食品に関係する化学・微生物に関わる部門を担当することとなった。昭和51年になって再び厚生事務次官通達が出され、食品衛生問題、家庭用品の安全性問題、ウイルス性感染症問題など国民の健康保持、増進に関わる重要な問題が生じたということで、その標準的組織として、事務担当課、疫学情報部、微生物部、環境保健部、食品薬品部、生活環境部の1課、5部が示された。

その後も、食品での酸化防止剤、果実の防カビ剤、カズノコの過酸化水素、穀類のアフラトキシン、生めんのプロピレングリコール、醤油容器の塩ビモノマー、魚介類中のTBTO、ワイン中のジエチレングリコールの問題など次々と新しい問題が持ち込まれ、更に海外旅行者の増加にともない赤痢、コレラといった伝染病の問題も持ち上がり衛生研究所の役割も多くなり、その対応も十分に評価されてきた。

このように公衆衛生問題は社会の国際化の進む中で行政需要は益々増加の一途を辿り衛生研究所の存在意義も増大し、その強化充実が要求されてきた。

昭和51年の厚生次官通達によれば地方衛生研究所の業務は①調査研究②試験検査③保健所職員・市町村の衛生関係職員等の技術面における研修指導、衛生に関する試験検査機関等に対する技術的指導④試験検査に関する情報の収集・解析・公衆衛生に関する文献、資料の収集・解析、衛生関係部局等への公衆衛生情報の提供というようになっている。

業務の今後

これまでは社会情勢の急激な変化に伴って、次々と新しい問題が持ち上がりこれらの諸問題に対応するため、技術水準の向上に務め衛生行政需要に答えてきた。国際化による輸入食品の問題、海外から持ち込まれる感染症の問題など一部のことを除けば、これからは社会的に安定し公衆衛生に関連する事業者特に食品関連事業者の衛生に関係するモラル向上、何か不備があったときの社会的反響の大きさなどを考慮すれば、これまでのような不良品の流通、環境汚染に関わる不始末も起し難くなり、安定した社会が期待されるであろう。

このような状況の中で、衛生研究所の業務も変わってくると思われる。また、民間活力の活用ということで民間検査事業所の充実に伴い、これまでの検査業務の殆どは事業所へ移行して行くであろう。更に保健所検査室の整備充実により、事務移管が行なわれるであろう。そこで衛生研究所での業務も住民の健康に関わる調査研究事業に重点が置かれるのではなかろうか。

昭和51年の次官通達で求められている公衆衛生情報提供業務は微生物検査情報のシステム化に伴い感染症サーベランス事業の重要性の認識により、病院を含めた関係検査所からの情報収集、解析といった役割が増して行くであろう。これまでこの分野での事業は行なわれてきたが一方的収集のみでデータのフィードバックが十分でなく、機能として活用されない部分が多かった。これに鑑みこれまで細々とやってきたこの部門での当衛生研究所の組織改革も必要となって行くであろう。現在の組織は庶務部（9名）、疫学部（7名）、病理細菌部（8名）、化学部（9名）、食品衛生部（13名）、環境衛生部（7名）である。

これらの情報収集、解析については感染症関係のみならず食品、医薬品、環境などについても同様であり、このことから地方衛生研究所の横の連係も重要である。これまでは必要に応じて個人的繋がりにより、連絡をとりあってきたが人事異動によりこの繋がりが絶たれてしまったりする場合があります、組織としての連係が重要となるであろう。

人事異動

われわれ技術系職員も行政組織の範疇にあり、人事異動は避けられないところであるが事務系職員と同じような形態で異動が行なわれることは好ましいことで

はない。検査研究機関が一か所であったときには異動はそれほどでもなかったが、保健所検査室など検査機関が増えてくるに従って異動も必然的に増えてきた。

当衛生研究所職員の勤続年数の比率をみると表1のようである。

表1 職員の衛研勤続年数別比率

	'72	'75	'80	'82	'90	'92
5年未満	41	31	7	38	41	35
10年未満	15	33	32	16	18	17
15年未満	20	13	34	24	10	21
20年未満	7	12	10	10	12	2
20年以上	17	12	17	12	19	25
平均年数	9.2	8.1	12.1	9.4	9.8	10.9

(数値は%, 約)

1972年はこれまで検査業務の増加により、新規採用の職員が増員された時期であった。'82年頃から異動が比較的多くなり10年前後の中堅職員に代り、若手職員の増加が目立ち始めた。'92年の20年未満の減少は'72年に採用された人達が勤続20年に達したためである。

衛生研究所の職員構成としては勤続10~15年の中堅クラスが充実しているタマゴ型が衛生研究所とし一番機能が発揮できる構成と思われる。

人事担当側では職場の活性化、個人に知識の幅を持たせることを理由に勤続年数が長くなることに消極的で、意に反して事あるごとに異動を迫られる。今後も益々この異動傾向は強くなると思われる。技術系職員は経験の積み重ねが重要であり、熟練者に成るためにはかなりの年月が必要である。もしこの傾向を甘んじて受ければ衛生研究所の弱体化を招くことは必至であろう。何とか現状を維持したい。

県全体で見た場合技術系職員の位置付けが低いのは残念である。衛生研究所職員の部長程度で県の課長補佐級の位置付けとなっている。われわれは仕事に生き甲斐を見出しているとはいえ、ある年令ともなれば待遇、仕事の折衝といったところで、それ相応の位置づけが必要となってくる。これは肩書き社会の嫌な部分であるけれど、周囲は実力には関係なくその位置で評価し、対応される。このようなことで優秀な職員が衛生研究所に魅力を失い異動希望を出して他の職場に移

られてしまうことを懸念する。

研究の評価と予算

近年科学技術政策の一環として研究評価制度の導入について言われるようになった。これは衛生研究所のみでなく、埼玉県に存在する県立試験研究機関としては農林、商工、環境そして衛生の関連など全部で16の機関があり、これら試験研究機関全般に関わることである。1981年に総合研究開発機構がまとめた「地域発展のための科学技術の振興に関する研究」で施設・組織・人事の充実化、課題選定の適正化、業務遂行の効率化、業務評価などについて提言がなされ、それぞれの地方で試験研究機関を如何に活性化していくか検討されているところである。

埼玉県においても政策審議室が中心となり科学技術政策と県立研究機関の活性化について検討されている。この中で一番注目されるのは研究評価である。これにより研究課題への助成制度の導入が提案されている。われわれの行なう仕事については、それぞれ評価の対象とされるのは当然のことであるが、その評価の基準、方法、目的、運用など大変複雑な要素が内在している。

衛生研究所は、社会の動きの中で主として行政的に必要とされる試験検査の消化、これらの過程で発生した課題の解決が主となるもので、大学で行なうアカデミックで基礎的研究を行なう予算もなければ時間もない。例え諸学会で評価を受けるようなテーマであっても行政的には不必要な場合が多い。行政的に受がよく予算を得られるテーマには研究的に興味を湧かないものが多く、この兼ね合いが難しい。

また、行政的に役立つ研究といっても、その理解を受けることが難しい。例えば、あることについて調査研究したいということでテーマを提出してもその結果が行政的に好ましくないと予想されるものは、後の処置に困るからやると言われる。われわれとしては、そのような懸念があるからこそ調査したい、となるのだがこの辺が行政担当者には理解が得られ難く、行政側は問題に対して常に消極的である。更に、単年度予算の欠点でもあるが、すぐに結果が出ないものでは困るといいうのも行政の意向である。

いまでこそ、行政担当者は誰しもが分かる抗菌剤の食品汚染の問題でも、10数年前にこのテーマを持ち出

しても理解はされなかったし、PCBの問題のときもそうであった。汚染のことがまだ一般化していなかった頃、調査の必要性を考えデータを積み重ねてきた。その後、新聞等で報道され、県議会でも取り上げられるようになる、本県での状況はどうなのかといってくる、そこでデータを提出してその場を切り抜けてしまえば、行政はそれで済んでしまう。これまでの努力に対しての評価など無に等しい。これらを見ても分かるように研究テーマの設定が行政に理解される頃では、それはもう終盤なのである。われわれは何時も問題点の先取りを心掛けており、今後もそうでありたいと思う。それを行政担当は素直に理解して頂きたい。

平成4年度における衛生研究所の検査・研究費の消耗品費（薬品、消耗器材）の総計は約8,000万円（令達分含む）で、このうち検査費が約82%を占め、研究費としては約1,500万円がこの半分は一時的な特殊予算であり、仕事の内容から見ると如何に検査費に頼っているかが分かる。

職員の数

人件費の高騰もあり職員の増員など期待できる状況にないのは仕方のないことであるが、近年、国内外への研修制度が取り沙汰されるようになり、職員のレベルアップには大変有難いことであるがその補足を如何にするかを考えながら検討しないと、折角の制度も形無しである。週休2日制が取り入れられ、仕事は従来どおり、残業も認められない状況にある。また、出産の前後6ヶ月の産休が認められるがこの補充も殆ど無いのが実状である。制度の改善は結構なことであるがそのフォローをしっかりして頂きたい。“仏作って魂入れず”のようなことではならないと思う。真の研究者は、設備、待遇より「時間」を求めるのではなからうか。

おわりに

誌面の都合もあり、衛生研究所が現在直面している諸問題についてほんの一部を述べてきたが、技術革新に伴う機器の整備、国際化による科学的、技術的交流研修指導、情報の広域的活用、フレックスタイムの導入など多くの問題を抱えている。

平成2年度に厚生省が出した“ニュー保健所構想”の進み方によっては衛生研究所の業務も大きく変わるであろうし、各自治体の方針にもより公害行政との兼

ね合いで衛生研究所も変革の時期を迎えようとしている。衛生行政の科学・技術の中核である衛生研究所はこれまで、次官通達で支えられてはきたものの、いつまでもこのような「非嫡出児」的扱いでよいのであろうか。

試験検査が主流であったこれまでの業務状況のなかで、提起された問題点を調査研究テーマとして掲げ、ある程度の評価も得られてきた。検査業務は時間を取り、経費も掛かる、しかし、これによって技術も研げ、貴重なテーマが得られ更に予算も十分ではないがそれなりに得られた。検査業務が他の機関に移っていくこ

とは、ある意味では進展なのかも知れないが、技術者にとっては検査は宝の山でもある。今後調査研究に重点が置かれていった場合、これから低迷するであろう経済の中でそれに研究費が付くであろうか。

現在の業務の柱と言われる①調査研究②試験検査③研修・指導④公衆衛生情報の解析提供の四本の柱がバランスよく発展していくことが望ましいところであるが、後者の③④に移っていった場合予算が得られるだろうか。業務はこれまでの実験型からデスクワーク型にいく傾向がみられ衛生研究所業務の方針、方向の判断が非常に難しい。